

## 三次市教育委員会告示第 2 号

三次市臨時的任用教員に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 1 年 1 月 1 4 日

三次市教育委員会  
委員長 前田 茂

### 三次市臨時的任用教員に関する要綱の一部を改正する告示

三次市臨時的任用教員に関する要綱（平成 1 6 年三次市教育委員会告示第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「，時間外勤務手当，特殊勤務手当及び賞与」を「，特殊勤務手当及び賞与並びに教職調整額」に改め，同条第 3 項中「，通勤手当及び時間外勤務手当は」を「及び通勤手当は」に改め，同条第 4 項を次のように改める。

4 特殊勤務手当は，次に掲げる業務に従事した場合に，当該業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童又は生徒の保護若しくは緊急の防災又は復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷，疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行，林間・臨海学校等（学校が計画し，かつ，実施するものに限る。）

において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

- (3) 広島県人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、宿泊を伴うもの若しくは三次市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年三次市条例第61号）に規定する週休日、休日又は休日の代休日（以下「週休日等」という。）に行うもの
- (4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に相当する日に行うもの

第4条第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 教職調整額は、基本賃金の1箇月分に100分の4を乗じて得た額とする。

第4条第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の手当は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号アに掲げる業務 6,400円（被害が特に甚大であると教育委員会が認める非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、6,400円に100分の200を乗じて得た額）
- (2) 前項第1号イ及びウに掲げる業務 6,000円
- (3) 前項第2号及び第3号に掲げる業務 3,400円
- (4) 前項第4号に掲げる業務 2,400円

別表（第4条関係）を次のように改める。

基本賃金表 （単位：円）

号級	金額
1	200,000
2	205,000
3	210,000
4	215,000
5	220,000
6	225,000
7	230,000
8	235,000
9	240,000
10	245,000
11	250,000

12	255,000
13	260,000
14	265,000
15	270,000
16	275,000
17	280,000
18	285,000
19	290,000
20	295,000
21	300,000

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。